銚子都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更(銚子市決定)

都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)に第2号東総地区広域市町村圏事務組合東総地区広域ご み処理施設を次のように追加する。

名 称		位置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	川 傾	7VIII ~ 7
2	東総地区広域市町村圏事務組合東総地区広域ごみ処理施設	銚子市 野尻町地内	約 48,000 ㎡	

「区域は計画図表示のとおり」

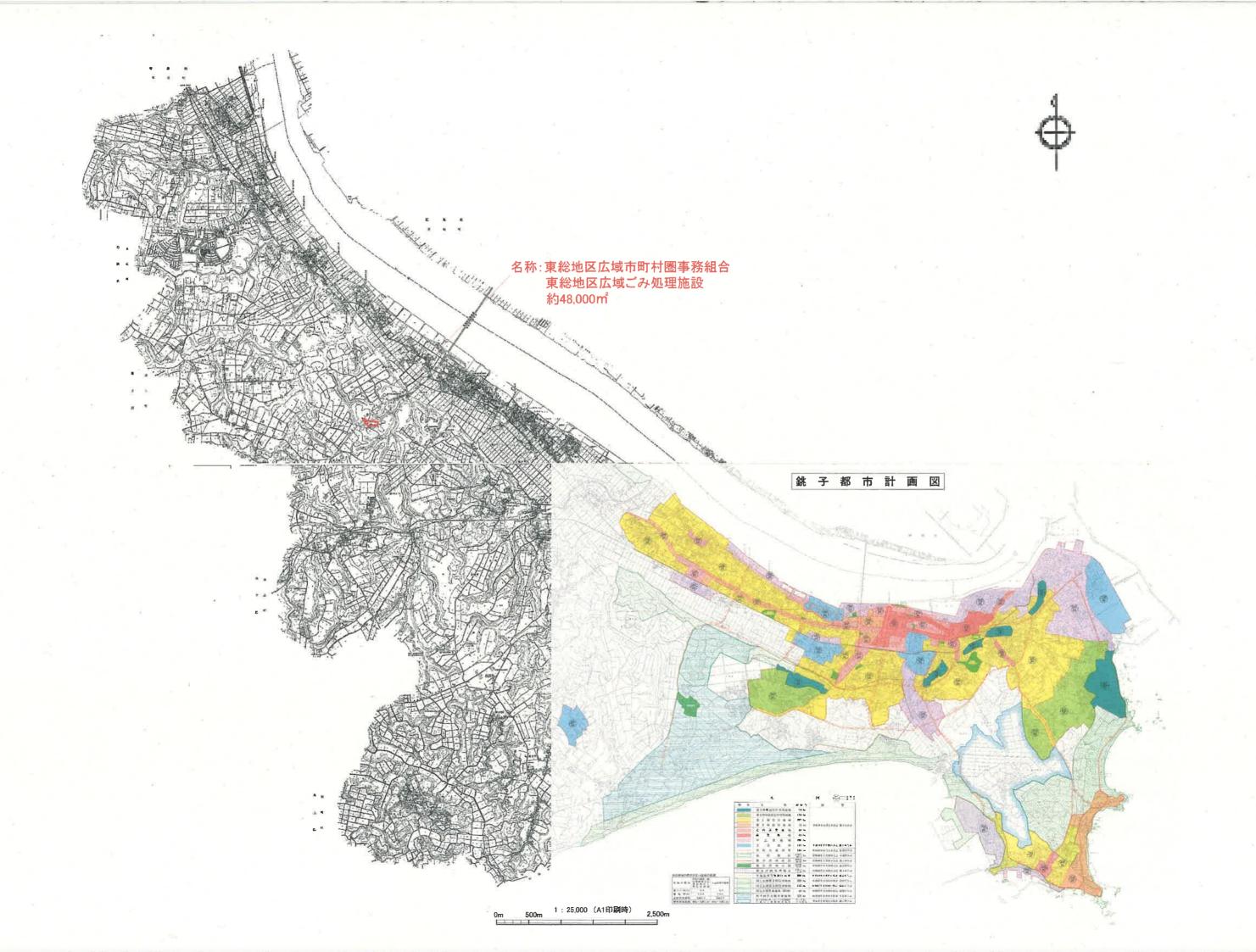
理由: 東総地区広域市町村圏事務組合における構成市(銚子市、旭市、匝瑳市)から発生する一般 廃棄物(ごみ)の効率性及び経済性、さらに技術的な安定性を考慮するため、新たにごみ焼却 場を決定するものである。

理由書

東総地区広域市町村圏事務組合は、銚子市、旭市及び匝瑳市の3市(以下、「構成市」という。)で構成しています。

現在、構成市の区域における可燃ごみ及び不燃・粗大ごみは、構成市ごとに処理していますが、いずれの施設も老朽化しており、施設の更新は緊急を要しています。

このような背景の中で、構成市が一体となって長期的な展望のもと、ごみ処理に係る効率性及び経済性、さらに技術的な安定性を考慮したごみ焼却場を建設するため、新たに都市計画決定を行うものです。



: 決定区域

